

特集

早期援助団体

より良い支援活動のできるセンターを目指して

特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター（以下、センターと略称）は、2008年9月に大阪府公安委員会より、犯罪被害者等早期援助団体（以下、早期援助団体と略称）の指定を受けました。

全国の被害者支援ネットワーク加盟団体が早期援助団体の指定を目指す中、センターが、どのようにしてこの指定を受けたのか、センターに訪問してスタッフの皆さんにお話を伺いました。（インタビュー：河合 裕子）

最初に、センターが設立から早期援助団体の指定を受けるまでの経緯を簡単に記します。

1995年阪神淡路大震災。この震災により被害に遭われた方たちに対し、大阪YWCAが物理的ケアだけでなく精神的ケアを中心としたボランティア活動を行いました。その折、訓練等のバックアップをした山上皓（現NPO法人全国被害者支援ネットワーク理事長）の要請を受けて、そのボランティア活動に参加した現代表理事である堀河氏と事務局長・楠本氏が中心となって準備を進め、31名のボランティアとともに、翌1996年4月、日本で3番目の民間被害者支援団体「大阪被害者相談室」として発足しました。その後、2002年にNPO法人格を取得し、名称を「特定非営利活動法人大阪被害者支援アドボカシーセンター」に変更して現在に至っています。

発足当時のメンバーにとって、被害者支援は手探りでしたが、折々に専門家から時に厳しく、時に温かいアドバイスや研修を受けながら支援活動を行ってきたそうです。

被害者支援活動をはじめから13年後の2008年9月に、最初に述べたとおり、大阪府公安委員会から、全国で20番目に「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けました。現在、センターでは、それまでと同様、各関係機関と連携を深め、被害者の被害回復に必要な支援活動ができる充実したセンターを目指しています。

Q 早期援助団体の指定を受けるにあたり、苦労したこと、期待していたことや目指したことは何でしょうか？

A 指定を受けるにあたり、定款変更、規程・規則作り、財政基盤の裏付け資料等ペーパーワークの事務量は膨大なものがありました。しかし、2004年の犯罪被害者等基本法の成立、翌2005年の基本計画の閣議決定以後、これまで以上に民間被害者支援団体の重要性が増し、総合的かつ多様な支援活動が求められるようになりました。警察からの早期の情報提供を受けることにより、被害者のニーズにあった支援につながることをめざし、大阪府警の協力を得ながら申請を行いました。

Q 実際に早期援助団体の指定を受け、被害者支援活動の広がりに変化はあったでしょうか？

A 被害直後の被害者は、混乱し、感情なども麻痺していることが多く、自ら希望して支援を求めることは難しい状況です。事件・事故を取り扱った警察が、センターの支援を必要とした場合に、被害者の同意を得て被害直後から当センターに連絡をいただくことにより、早期の直接的支援ができるようになりました。しかし、早期援助団体の指定を受けたからといって、支援活動そのものが変化する訳ではありません。私たちは、常に被害者の方の話に耳を傾けて聴くだけでなく、関係機関との連携を取りつつ、より適切な支援と必要とされる情報提供を心がけています。

Q 支援件数が増加すると、支援員のこころのケア、支援員同士の連携・体制強化にどのような気遣いをされていますか？

A 研修に力を入れています。研修を通じて、知識やスキルの取得を目指すことはもちろんですが、支援員同士が互いに尊重し合い、協力できる環境を作るとともにチームワークを大切にしています。研修に参加していないと支援ができないという意識は、どの支援員も持っています。支援員全員が参加することにより、センターへの帰属意識が高まり、各個人のモチベーションも上がります。研修は

スキルアップや情報共有の場だけではなく、こころのケアの場にもなっています。

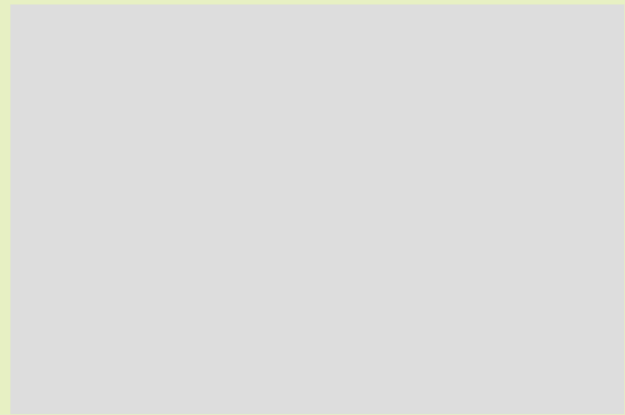
Q 早期援助団体の指定を受けることにより、警察・検察・地方自治体・医療機関など他機関との連携の仕方がどのように変化しましたか？

A 今までの支援活動でも、連携をしながら活動をしてきましたが、あえて言うのであれば、認知度がアップしたことでしょうか？「公安委員会指定」という言葉によって、警察・検察・地方自治体・医療機関などの支援センターへの認識が、今まで以上に深まったと思います。

Q 今後、被害者をとりまく環境は大きく変化していく中、相談員研修や新規養成で取り組んでいくことは？

A 適切な支援を提供するために、支援員の研修は大切にしています。研修の中では、現場に即してのロールプレイはもちろんのこと、被害者支援に必要な分野の専門家を折々に招いています。「支援を行うには研修が不可欠」との共通認識が根付き、支援員の研修出席率は90%近くにもなっています。

新規養成講座には、二つの役割があります。一つ目は、支援活動に関わる将来の支援員養成。学歴や職業、性別は問わず、支援活動に携わりたいという気持ちを大切にしています。じっくり時間をかけ、あせらず養成をしていきます。二つ目は、職務上、被害者支援について学ぶ必要のある各種行政等相談窓口担当者の方への研修としての位置づけ。支援員養成講座受講生と同じカリキュラムで同時に講義を受けてもらいます。大阪府の協力を得て、府内の市町村の担当者が参加します。参加した担当



者には、実際に支援活動の中で力を借りることもあります。こうした機会に、関係機関との顔の見える関係を築いています。

Q 被害者が安心して寄れるセンターであり続けるために、スタッフとして心がけていることは何でしょうか？

A 様々な機関と連携を図りながら、被害者が望むよりよい支援が継続して行えるよう努力し、被害にあった方たちに、少しでも支援の情報が届くよう働きかけを行っていきたいと思います。被害者との信頼関係を築きながら、安心して支援を受けていただけるよう心がけ、支援活動に取り組んでいきたいと考えています。

Q これから、早期援助団体の指定を受けようとしている団体の方へのメッセージはありますか？

A 被害にあわれた皆さんが、再び平穏な生活を取り戻され、早期から継続して支援が受けられるよう、さらに支援の充実をはかっていきたいと思っています。

